

山口県青少年赤十字活動助成要綱

日本赤十字社山口県支部

一部改正 令和4年3月31日

1 目的

青少年赤十字の実践目標『健康・安全、奉仕、国際理解・親善』及び態度目標『気づき、考え、実行する』に基づいた青少年赤十字メンバーの人格形成等を目的とする青少年赤十字活動に対し、下記金額を助成する。

2 内容

(1) 新規加盟助成

初年度に限り10,000円

※但し、脱退後の再加盟の場合、脱退から3年未満であれば助成は行わない。

(2) JRC活動助成

下記ア～ウの金額を上限として必要と認める額を助成する。

(原則各校・園 年1回)

ア	参加メンバー数49名以下	10,000円
イ	参加メンバー数50名以上99名以下	20,000円
ウ	参加メンバー数100名以上	30,000円

(3) 高等学校青少年赤十字協議会メンバーによる合同宿泊活動

日数で計算し、各校あたり日額10,000円(上限30,000円)とする。

3 助成金の申請手続き

助成を希望する加盟校(園)は、原則として活動実施日の一ヶ月前までに活動計画書・予算概算書(様式2)・口座振込依頼書等を添付の上、申請書(様式1)を日本赤十字社山口県支部事務局長宛に提出する。支部は、申請に基づいて審査を行い、適当と認めた場合は、助成額を決定し交付する。

4 活動報告及び決算報告

助成を受けた活動は、終了後速やかに活動報告書(様式3)及び決算報告書(様式4)を日本赤十字社山口県支部事務局長宛に提出し、残金が生じた場合は当該の活動終了後、支部に返金する。

また青少年赤十字助成金を使って活動を行ったことを、学校だよりやホームページなどにより広く保護者や地域に報告する。

青少年赤十字加盟校（園）に対する助成金運用要領について

- 1 この要領は、県下青少年赤十字加盟校・園が企画運営する、青少年赤十字活動（各地区や学校で実施しているトレーニング・センター〈トレセン〉、親子ふれあい活動、環境美化活動、福祉施設でのボランティア活動、その他学校・園の特色を生かした活動）に対する、活動費助成について必要項目を定めるものとする。
- 2 助成金交付を希望する加盟校は、事前に活動計画書を添えた申請書（別紙様式1）と予算概算書（別紙様式2）を日本赤十字社山口県支部（以下「支部」という。）に提出する。
- 3 提出された計画書を審査し、申請された活動が、青少年赤十字の実践目標である、
 - ① 健康・安全
 - ② 奉仕
 - ③ 国際理解・親善に沿った活動であり助成が適当と認められるものについて、活動費を助成する。
- 4 助成を受けた活動については、終了後速やかに活動報告書（別紙様式3）及び決算報告書（別紙様式4）を支部事務局長宛に提出する。

なお、残金が生じた場合は活動終了後、支部に返金する。

報告内容については支部が発行する「青少年赤十字新聞JRCとぴつく」や同ホームページ等に掲載し、赤十字の支援者に対して広く活動を周知する。
- 5 本助成金の財源は、赤十字会員の会費及び県民からの寄付金によるため、青少年が赤十字の精神に基づき、世界の平和と人類の福祉に貢献できるよう、又いのちと健康を大切にし、豊かな人間性を育める活動に効果的に活用すること。

活動中はJRCマークを表示（JRC旗・ワッペン等の着用）し、校（園）で発信する。

広報（学校・園だより、ホームページ等）への掲載、マスコミへの情報発信を行うなど保護者や地域等関係者へ、その活動が日本赤十字社山口県支部の助成を受けていることについて積極的に周知を行うこと。